

## 坂出緩衝緑地費用負担計画（変更）の概要

公害防止事業費事業者負担法に基づき定められている坂出緩衝緑地の費用負担計画を変更するため、公害防止事業費事業者負担法第8条第1項の規定に基づき、審議会の意見をきくものである。

### 1. 費用負担計画の変更について

坂出緩衝緑地の費用負担計画を廃止し、事業者負担金を終了する。

(変更理由)

坂出緩衝緑地の維持管理費用を負担している事業者（9社）のうち、四国電力(株)坂出發電所においては、主たる燃料を重油・コークス炉ガスから環境負荷の低いLNGに転換するなど、事業者による環境負荷軽減に向けた取組みが進んでおり、坂出市周辺の大気中の二酸化炭素の濃度は環境基準を安定的に満たしているなど、坂出緩衝緑地の周辺環境は整備当時と比べて改善している。

上記に加え、事業者において工場の閉鎖、事業転換等の動きがあるなど、坂出緩衝緑地を取り巻く環境が大きく変化してきている。

このような中、引き続き公害防止事業費事業者負担法に基づき、事業者に維持管理費用を負担させることは現実的な方策ではないことから、坂出緩衝緑地の費用負担計画を廃止し、公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者の負担を終了させることとしたい。

### 2. 坂出緩衝緑地の概要

坂出緩衝緑地は、番の州地区を中心とする臨海工業地帯と市街地の間に緑地を配置することにより、住民の生活環境を保全するため、県、坂出市、番の州立地企業が一体となって、昭和49年度から54年度にかけて整備した都市公園（緩衝緑地）である。

坂出緩衝緑地管理事業に係る費用については、公害防止事業費事業者負担法の規定により、公害対策審議会の諮問を経て定められた費用負担計画に基づき、県、坂出市、事業者の3者で負担している。

### 3. 坂出緩衝緑地費用負担計画について

坂出緩衝緑地費用負担計画については、下記事項を定めている。

- ①公害防止事業の種類
- ②費用を負担させる事業者を定める基準
- ③公害防止事業費の額
- ④負担総額及びその算定基礎